

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「使用料」は、地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用の対価として施設を利用する者に応分の負担をしていただくことで、利用しない者との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」に基づき、3年から5年を目途に検証を行うこととしており、平成30年4月の前回見直し以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の通常利用が困難な期間が長期化したため、見直しを保留してきた。

今般、同感染症の収束に加え、前回見直しから長期間経過した状況を勘案し、令和8年第1回定例会各常任委員会協議会において報告したとおり、「公の施設の使用料見直し基本方針」に基づき全16施設について見直しを行うもので、これに伴い、和泉市コミュニティセンターの使用料を改定するとともに、近年の気候変動等により空調設備が標準的な設備となっていることや市民の利便性に配慮し、多目的ホールの冷暖房装置の使用料を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく使用料の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用であって令和8年10月1日以後に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあつては、施行日以後の利用）に係る料金について適用し、令和8年9月30日以前に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあつては、施行日前の利用）に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市コミュニティセンターの使用料を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和60年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新										旧													
別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)										別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)													
利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり					
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00				
1階	大集会室	9,370	12,500	13,750	21,870	26,250	35,620	3,130	3,440	1階	大集会室	7,500	10,000	11,000	17,500	21,000	28,500	2,500	2,750				
	中集会室	6,250	8,270	9,060	14,520	17,330	23,580	2,080	2,270		1階	中集会室	5,000	6,620	7,250	11,620	13,870	18,870	1,670	1,820			
	小集会室	3,120	4,060	4,470	7,180	8,530	11,650	1,030	1,120			1階	小集会室	2,500	3,250	3,580	5,750	6,830	9,330	840	900		
2階	調理実習室	4,210	5,620	6,110	9,830	11,730	15,940	1,410	1,530	2階			調理実習室	3,370	4,500	4,890	7,870	9,390	12,760	1,130	1,230		
	小運動室	4,710	6,270	6,270	10,980	12,540	17,250	1,570	1,570		2階		小運動室	3,770	5,020	5,020	8,790	10,040	13,810	1,260	1,260		
	創作活動室	5,460	7,330	7,920	12,790	15,250	20,710	1,830	1,980			2階	創作活動室	4,370	5,870	6,340	10,240	12,210	16,580	1,460	1,590		
	教養娯楽室	2,810	3,750	4,370	6,560	8,120	10,930	940	1,100				2階	教養娯楽室	2,250	3,000	3,500	5,250	6,500	8,750	750	880	
3階	控え室（1）	1,080	1,560	1,710	2,640	3,270	4,350	380	430	3階				控え室（1）	870	1,250	1,370	2,120	2,620	3,490	290	350	
	控え室（2）	930	1,250	1,400	2,180	2,650	3,580	320	350		3階			控え室（2）	750	1,000	1,120	1,750	2,120	2,870	250	280	
	多目的	休日	18,750	25,000	28,120	43,750	53,120	71,870	6,250			7,030		3階	多目的	休日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500	57,500	5,000
	ホール	平日	15,000	20,000	22,500	35,000	42,500	57,500	5,000			5,630	3階		ホール	平日	12,000	16,000	18,000	26,000	31,000	40,000	4,000
4	中集会室	6,750	9,000	9,000	15,750	18,000	24,750	2,250	2,250	4		中集会室			5,400	7,200	7,200	12,600	14,400	19,800	1,800	1,800	

新										旧									
階	視聴覚室	5,460	7,330	8,120	12,790	15,450	20,910	1,830	2,030	階	視聴覚室	4,370	5,870	6,500	10,240	12,370	16,740	1,460	1,630
備考										備考									
1～4 略										1～4 略									
<u>5</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>5,000円</u> を超え <u>7,500円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>7,500円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>6、7</u> 略										<u>5</u> 多目的ホールにおける冷暖房装置の使用料は、1時間につき <u>1,400円</u> とする。 <u>6</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>4,000円</u> を超え <u>6,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>6,000円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>7、8</u> 略									
和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略										和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略									

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用であって令和8年10月1日以後に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあっては、施行日以後の利用）に係る料金について適用し、令

和8年9月30日以前に許可を受けたもの（多目的ホールにおける冷暖房装置にあつては、施行日前の利用）に係る料金については、なお従前の例による。